

結核定期健康診断費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定に基づく結核健康診断を行う学校又は施設（市町村及び地方自治法第284条第1項で規定される一部事務組合並びに同法第252条の2第1項で規定される協議会の設置する学校又は施設は除く。）の設置者に対し、その費用を法第60条第1項の規定により、補助金を交付するものとし、その交付は、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金は予算の範囲内で交付することとし、交付の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

法第53条の2第1項に規定する定期の健康診断に必要な経費

(2) 補助率

次に掲げる額を比較して最も少ない額に2/3を乗じて得た額とする。ただし、算出された補助金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第1欄の基準額欄に定める額

イ 別表の第2欄の対象経費に定める経費の実支出額

ウ 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 規則第3条1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告は、結核定期健康診断費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、当該年度の2月15日までに知事に提出しなければならない。

(1) 結核定期健康診断費補助金選定額・所要額調書兼収支精算書（様式1-1）

(2) 結核定期健康診断受診者名簿（様式1-2）

(3) 領収金額内訳書（様式1-3）

(4) 誓約書（第2号様式）

(5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助の条件)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場

合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (3) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）並びに当該補助事業に係わる収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類（契約書、領収書等）は、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておくこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によることとし、随意契約等による場合は、大分県の例に準ずること。
- (10) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定及び額の確定通知）

第5条 規則第6条の規定による交付の決定通知及び規則第13条の規定による額の確定は、結核定期健康診断費補助金交付決定兼額の確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第6条 この補助金は、精算払いの方法によるものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは、結核定期健康診断費補助金交付請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成9年度の予算に係る結核健康診断・予防接種費補助金から運用し、平成8年度以前の結核健康診断・予防接種費補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成10年度予算に係る結核健康診断・予防接種費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成11年度予算に係る結核健康診断・予防接種費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成12年度予算に係る結核健康診断・予防接種費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成14年度予算に係る結核健康診断・予防接種費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成19年度予算に係る結核健康診断費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成21年度予算に係る結核健康診断費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成22年度予算に係る結核健康診断費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成27年度予算に係る結核健康診断費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、令和3年度予算に係る結核健康診断費補助金から適用する。

附則

- 1 改正後の要綱は、令和4年度予算に係る結核定期健康診断費補助金から適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費
<p>次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 750円×胸部エックス線検査を受けた者の延べ数</p> <p>(2) 対象者のうち、やむを得ない事情を有する者の場合 1, 880円×胸部エックス線検査を受けた者の延べ数</p> <p>※1 (2) のやむを得ない事情とは、高齢者や障がい者で寝たきりの者等、立位での撮影が困難な者とし、これに該当しない者は、(1) の額とする。</p> <p>※2 (2) の対象者については、実績報告の際に様式1-2(「結核定期健康診断受診者名簿」)に該当理由と要介護度または障害者手帳等級等を記載すること。</p>	<p>学校または施設の設置者が法第53条の2第1項に規定する定期健康診断に必要な経費。</p>